

別記様式（第4条関係）

会 議 録

会議の名称	平成28年7月4日 政策調整会議	
開催日時	平成28年7月4日 政策調整会議 午前9時15分から 午前9時32分まで	
開催場所	市長公室	
出席者	神田市長公室長、重岡危機管理監、上野総務部長、内田市民環境部長、三田福祉部長、藪塚健康づくり部長、澤田都市建設部長、橋本会計管理者、佐藤水道部長、木村議会事務局長、嶋学校教育部長、島村生涯学習部長、塩野監査委員事務局長（担当課） 比留間都市建設部次長兼まちづくり推進課長、岩城同課主幹兼課長補佐、丸山同課都市計画係長、同課都市計画係齊藤主査（事務局） 太田市長公室次長兼政策企画課長、関口同課主幹兼課長補佐、同課政策企画係櫻澤主事	
会議内容	1 長期未整備都市計画道路の見直しについて（廃止区間の変更）	
会議資料	長期未整備都市計画道路の見直しについて（廃止区間の変更）	
会議録の作成方針	<input type="checkbox"/> 電磁的記録から文書に書き起こした全文記録	
	<input type="checkbox"/> 電磁的記録から文書に書き起こした要点記録	
	<input checked="" type="checkbox"/> 要点記録	
	<input type="checkbox"/> 電磁的記録での保管（保存年限 年）	
	電磁的記録から文書に書き起こした場合の当該電磁的記録の保存期間	<input type="checkbox"/> 会議録の確認後消去 <input type="checkbox"/> 会議録の確認後 か月
	会議録の確認方法 出席者の確認及び事務局の決裁	
その他の必要事項		

審議内容（発言者、発言内容、審議経過、結論等）

【議題】

1 長期未整備都市計画道路の見直しについて（廃止区間の変更）

【説明】

（担当課：比留間）

朝霞都市計画道路「中央通線」の廃止について、廃止区間を全線廃止から黒目川通線以東の一部廃止に変更し、新座市部分を含む黒目川通線以西については存続させることを市の方針としてよいか、諮りたいと考えている。

まず、資料1は、中央通線の廃止区間を変更することとした経緯を書いている。次に、資料2は、前回の庁議の資料で同じ表題のものを配ったが、今回の廃止区間の変更を反映し、資料の内「全線廃止」の表現について「一部区間の廃止」に修正している。次に、資料3は廃止区間の変更前と変更後を図示したものとなっている。次に、資料4は新座市の都市計画図の写しとなっている。資料を右に半回転すると、右側から中央通線が伸びており、資料の中央よりやや右上の左矢印の部分が中央通線の終点となる。また、中央より少し右に黒い太線が縦に引いてあるが、これが行政界を示す線となっており、中央通線が境界線を越えて新座市部分にかかっていることがわかる。次に資料5は、廃止区間の変更に係る道路の起点・終点・延長などの情報を一覧にしたものである。

次に、今回、中央通線の廃止区間を変更することとした経緯について、説明をする。

まず、前回の政策調整会議の時点で中央通線の全線を廃止として提案した理由は大きく2点ある。1点目は、黒目川通線との交差部から新座市野火止7丁目までの区間は、地形の起伏が大きいことなどから整備コスト等の増大が予想され、当市の財政状況等からも現実的ではないと考えていたこと、2点目は、新座市と事前に協議した結果、全線廃止について前向きに検討するとの話であったこと、以上のことから、中央通線は全線廃止で提案していた。

その後、新座市との協議内容と市の意思決定を踏まえ、県と全線廃止について協議したが、下の原通線とのネットワークが途切れること、新座市方面へ向かう代替道路の整備がないことなど、広域交通の見地から「支障あり」と回答があり、中央通線の終点である新座市部分については、新座市と連携して東朝霞線の廃止と同時に廃止すべきとの意見であった。

この県との協議を受け、改めて新座市と協議を行ったが、新座市としても県が「支障あり」としたまま手続きを進めるには市民説明等の検討など内部協議調整に時間が必要とのことであった。

以上の経緯から、改めて部内で協議したが、県や近隣市との合意形成は、今後の市民や都市計画審議会での説明等、スムーズに都市計画変更の手続きを進める上で重要な要素であるとの見地から、中央通線の全区間の廃止から黒目川通線以東の一部廃止の方針に変更することとして、残存区間である黒目川通線以西については、今後、新座都市計画道路の東朝霞線の見直しのタイミングと合わせて廃止の検討を行いたいと考えている。

次に、今後のスケジュールについて、まずは、原案の縦覧を、7月12日から7月26

日まで行う。また、この間に案の内容を市民に説明し、意見をもらう機会として、説明公聴会を6回開催する。次に県知事協議として8月上旬から3週間程度、その後、公告及び案の縦覧を8月下旬から2週間行い、10月に市の都市計画審議会へ諮問、平成29年1月頃に、都市計画決定となる告示を行いたいと考えている。

また、用途地域及び高度地区の都市計画の変更につきましては、法手続きを11月ごろより行い、都市計画道路と同様に平成29年1月に都市計画決定を行いたいと考えている。

【質疑】

(橋本会計管理者)

今後廃止の検討をする場所に、現在開発が出た場合、対応はどのようにするのか。

(澤田都市建設部長)

現時点では都市計画道路の廃止がまだ都市計画決定されておらず、都市計画法に基づく開発の制限が適用されるため、開発の許可は行わない。

(神田市長公室長)

存続させる区間は黒目川通線以西ということになっているが、最低限のネットワークとして考えた場合、下の原通線以西とすることは考えなかったのか。

(担当課：丸山)

下の原通線以西とする案もあったが、黒目川通線は南へ向かって新座から練馬へネットワークを構築している路線であり、広域的観点で考えた場合、黒目川通線以西とすることが適切だと考える。

(佐藤水道部長)

新座市が東朝霞線を廃止するという結論を出せば、朝霞市も黒目川通線以西を廃止するという考えなのか。また、その際にはすぐに朝霞市も廃止ができるものなのか。

(担当課：丸山)

都市計画道路の見直しは県の見直し指針に基づいて概ね5年のスパンで行われており、次回の県の見直し指針に基づく検討において新座市が東朝霞線を廃止することになれば朝霞市も残りの区間の廃止を行う。

(佐藤水道部長)

新座市がこのタイミングでは東朝霞線を廃止しないということであるから、中央通線の残存区間が廃止になるのは5年後ということか。

(担当課：比留間)

5年後とは限らない。朝霞市としては全線廃止をしたかったが、新座市の東朝霞線の廃止の検討が進んでいなかったため、県から中央通線の全線廃止は繋がっている東朝霞線と同じタイミングで行うのが好ましいという指導があった。新座市ともタイミングを合わせて廃止をすることで同意をいただいているので、今後早いうちに見直しに向けた調整や作業

を行っていく。

(神田市長公室長)

資料1について、新座市は事前に協議した際、東朝霞線の廃止を前向きに検討するという
ことであったとあるが、新座市は廃止の実務的な作業をしていなかったということなのか。

(澤田都市建設部長)

平成25年度に出された埼玉県の見直し指針に基づく作業について、新座市は東朝霞線の
廃止について作業をしていなかったが、ゆくゆくは廃止をしたいと思っていたとのことだ
ったので、一緒に廃止をしましょうと本市から打診した。しかし、新座市で廃止に向けた
準備がしっかり出来ていなかったため、タイミングが合っていないことを、県から指摘さ
れ、今回は見送らざるを得なかった。しかし、新座市も廃止の意思はあるので、今後タイ
ミングを合わせて廃止ができるよう両市で調整を行っていく。

(神田市長公室長)

中央通線の廃止については、前回庁議決定したところである。

都市計画道路は、市民生活にも大きく影響が及ぶものである。

手続きとしては分かるが、5年後とか、新座市の判断を待つとかということではなく、今
後については、市民生活への影響が長期にわたることがないように、迅速に事務をとって
もらいたい。

(担当課：丸山)

可能な限り迅速に事務を行うこととする。

【結果】

原案のとおり決定とし、庁議に諮ることとする。

【閉会】